



その「もうけ話」、大丈夫ですか？

詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」「^{しほ}私募債」「ファンド（組合など）」の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが発生しています。くれぐれもご注意ください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。

少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることも含めて、慎重に対応することをお勧めします。

大丈夫
かしら？



なお、被害の調査などをよそおって、**金融庁の職員などを名乗る者**が取引の勧誘を行う事例も見られています。

金融庁などの職員が、こうした取引の勧誘などに関与することは、一切ありません。

平成22年3月

 **金融庁**

消費者庁・警察庁

くわしくお知りになりたい方へ



「未公開株」や「^{しほ}私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」の取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

- 金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）では、よりくわしい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・ その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、以下の連絡先または最寄りの警察署・交番まで、すみやかに情報をご提供ください。

金融庁 金融サービス利用者相談室（平日 10:00～16:00）

電話（ナビダイヤル）： **0570-016811**

※IP電話・PHSからは、**03-5251-6811** におかけください。

FAX： **03-3506-6699**

消費生活センター 消費者ホットライン

0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!）

※IP電話の方は、お住まいの地域の消費生活センターに直接ご連絡ください。

《<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html> 参照》